

世界遺産 高野山

徳パック制度のお知らせ【令和7年度版】

【利用条件】 ※ 年度内のご利用は1団体1回限りとなります

- (1) 高野町内の宿泊施設に1泊以上する、15名以上の団体であること。
(ただし、教育関係団体については15名未満でも対象となります。)
- (2) 以下の項目を2つ以上含んだ旅程であること。
 - ア 総本山金剛峯寺関連施設の拝観
 - イ 高野山地区および参詣道(町石道、女人道、高野七口等)の散策
 - ウ 写経・阿字観・授戒等の体験
 - エ 町内の施設を使用した合宿・研修等
- (3) 宗教的又は政治的活動を目的としていないこと。
- (4) 国・地方公共団体等の研修旅行でないこと。
- (5) 宿泊に係る経費について他の補助金を受給していないこと。
- (6) その他高野山宿坊協会が不適当と認めるものでないこと。



高野町観光広報大使
りくぼくちゃん

【補助対象とならないもの】

- ✓ 募集型企画旅行(旅行会社が企画するツアー等)で申し込む団体旅行。
- ✓ 観光や参拝を目的とする団体旅行は原則不可。ただし、研修等の内容によって判断いたします。

【補助金額】(令和7年4月1日改訂)

滞在日数に応じ、補助金を支給します。補助金額は、大人・こどもに関わらず一律です。
(1回につき上限30万円)

1泊目	2泊目・3泊目
1,000円	500円

《例》 旅程2泊3日40名参加の場合
補助金額 1泊目: 1,000円 × 40名
2泊目: 500円 × 40名
補助金額 合計 60,000円

※ 4泊目以降の宿泊は対象外となります。



【手続きのながれ】

- ① 出発日2週間前までに、申請書類を高野山宿坊協会に提出して下さい。
- ② 内容を審査の上、代表者に交付決定書を送付します。
- ③ 宿泊施設に交付決定書を提出し、**宿泊費から補助金額を差し引いた金額でご精算**いただきます。

※ 申込受付は8月末をもって終了させていただきます。お早めにお申込みをお願い致します。
また、延長する場合も有りますので、下記までお問合せ下さい。

申込締切
令和7年8月31日
17:00

【お問い合わせ】

(一社)高野山宿坊協会 電話 0736-56-2616 <https://www.shukubo.net/>
高野町観光振興課 電話 0736-56-2780 <https://www.town.koya.wakayama.jp/>

この制度は、「高野町ふるさと応援寄附金」
を活用しています